

## 第二期十和田市浄化槽整備事業に関する特定事業の選定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定により、第二期十和田市浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、P F I 法第 11 条の規定により特定事業選定の客観的な評価の結果を公表する。

令和 3 年 11 月 4 日

十和田市長 小山田 久

### I 事業概要

本事業とは、P F I 法に基づき、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）が、十和田市（以下「市」という。）と事業契約を締結し、実施する事業（以下「P F I 事業」という。）をいい、次のとおりである。

(1) 事業名 第二期十和田市浄化槽整備事業

(2) 事業概要

ア 事業の内容

- ① 浄化槽整備区域内における合計 1,214 基を目標とした浄化槽の設置。
- ② 市で管理する浄化槽（以下「小型浄化槽」という。）の維持管理と補修の実施。
- ③ 浄化槽汚泥等の資源化を促進するとともに、省エネルギー、再資源化を図る。

イ 事業期間

- ① 事業期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 か年とする。
- ② 小型浄化槽の設置工事期間は、令和 14 年 2 月末までに完了するものを対象とし、維持管理については期間満了までとする。

ウ 浄化槽を新設する区域

次のいずれにも該当しない区域（以下「浄化槽整備区域」という。）とする。

- ① 公共下水道において、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。）第 4 条第 1 項の規定により認可を受けた区域
- ② 特定環境保全公共下水道において、下水道法第 9 条に規定される供用開始の告示をした区域
- ③ 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 18 年 3 月 31 日付け、17 農振第 2011 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択通知を受けた区域
- ④ 村づくり交付金実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け、19 農振第 1878 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択通知を受けた区域
- ⑤ 自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により、環境大臣が定めた区域
- ⑥ 冬期間浄化槽の管理用車輛が通行できない区域

## エ 管理対象とする浄化槽

本事業により新設される小型浄化槽、および寄附採納により市に帰属された浄化槽のほか、現在、管理している小型浄化槽（令和2年度末現在 556 基）

## （3）事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、浄化槽整備区域内において、選定事業者が浄化槽を設置し、完成後、市がその浄化槽を買い取った上で、当該選定事業者が事業期間中における保守管理、軽微な補修を遂行する方式（以下「B T O」方式という。）により実施する。

## （4）施設の技術基準

### ア 小型浄化槽の設置工事

浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号。）第 4 条 5 条に基づく技術基準を満たすものとする。

### イ 小型浄化槽へ接続する排水設備工事

十和田市下水道条例（平成 17 年 1 月 1 日条例第 207 号。）第 3 条、及び同条例施行規程第 3 条に基づく技術基準を満たすものとする。

### ウ 小型浄化槽の維持管理

浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日環境省令第 17 号）第 1 条から第 14 条に基づく技術基準を満たすものとする。

## II 本事業の評価内容

本事業において、市が自ら実施する場合と P F I 事業により実施する場合とについて、定量的評価法及び定性的評価法の 2 つの方法を用いて比較することによって、特定事業の選定における客観的評価を行った。

## （1）コスト算出による定量的評価

### ア 算出に当たっての前提条件

市が自ら実施する場合（以下「市直営方式」という。）と P F I 事業により実施する場合（以下「P F I 方式」という。）において、事業期間に市財政に与える負担の予想額を比較するにあたり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

項 目	市直営方式	P F I 方式
事 業 期 間	10 年間	
設 置 単 価	国庫補助基準単価	国庫補助基準単価の 95%
維 持 管 理 単 価	見積り徴収による積算価格	業務原価による積算価格
職 員 配 置	工事担当 1 人、維持担当 1 人	1 人（他業務と併任）
起 債 元 金 償 還	10 年	
起 債 利 息	1.0%	
リ ス ク	B T O 方式のため算出せず	
使 用 者 負 担 金	十和田市下水道条例で定める額	（建設費の 1/10）
使 用 料	十和田市下水道条例で定める額	（17 m <sup>3</sup> /月）
割 引 率	1.0%	
コスト計算期間	20 年	

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、本事業への応募者の提案内容を誓約するものではない。

イ 算出方法、及び評価の結果上記前提条件をもとに、市直営方式で実施する場合と P F I 方式で実施する場合の財政負担額、また P F I 方式で削減される財政負担削減、さらに、それぞれの財政負担額等を割引率（令和 3 年 8 月時点長期プライムレート：1.0 % で設定）で除することにより、現在価値に換算した額については、次のとおりである。

項 目	金額（現在価値）
① 市直営方式	1,045,736 千円
② P F I 方式	741,233 千円
財政負担削減額 ①－②	304,503 千円

注）20 年間での財政比較

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、P F I 方式により実施する場合は、20 年間における市の財政負担額が、約 330,605 千円（現在価値約 304,503 千円）削減されるものと見込まれる。

ウ 選定事業者に移転されるリスクの検討

本事業に投資した費用とその効果（以下「VFM」という。）の算定に当たっては、本事業におけるリスクを定量化して、市の財政負担の見込み額に加算することが望ましいが、本事業については国庫補助事業であること、単年度ごとに所有権を移転する B T O 方式であることから、リスク移転相当分は算入しないこととした。

## (2) P F I 方式により実施することの定性的評価

P F I 方式により実施した場合の民間事業者による経営能力、技術能力等の活用による定性的評価や、その効果としては、次のようなものが見込まれる。

### ア 効率的な事業運営

市直営方式で実施する場合、設置・維持管理に伴う事務作業（特に設置工事に係る事務作業）が膨大な量となり、職員の体制を確保することは、時間及び費用等から困難である。

一方、P F I 方式で実施する場合、市が行う事務作業量は大幅に軽減され、現行の職員体制で対応することが可能である。また、民間事業者による事業 P R や事業者間での連携により効率的な事業運営が可能となる。

### イ 設置工事期間の短縮

市直営方式で実施する場合、複数の設置工事を一括発注するなど業務の効率化を図ったとしても、設置申請から工事完了までには長期間を有する。

一方、P F I 方式では、申請に応じた迅速な手続きが可能であり、かつ事業者間の連携により短期間で効率的な施工を行うことができる。また、申請者の要求に応じて個々に設置時期の調整を行うなど、柔軟な住民サービスを提供することも期待できる。特に、早期に工事完了することは、公共用水域の水質保全の効果に寄与するものとしても期待できる。

### ウ 住民サービスの向上

住民が浄化槽の設置を早期に希望する場合、あるいは個々の状況に対応した工事を要望された場合、さらには突発的な故障等による対応についても、事業者間の連携や 24 時間体制での対応といった民間事業者の機動性や柔軟性を生かした住民サービスの向上が期待できる。

### エ 地域経済の活性化

P F I 方式で実施した場合、効率的な P R 等により設置基数が増大することが見込まれる。それに伴い、トイレの水洗化や家屋の改造工事等も併せて増加することとなり、浄化槽施工業者だけでなく関連企業への企業業績向上や雇用促進なども期待できる。

### Ⅲ 総合評価

本事業は、P F I 方式で実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、定量的評価として約 330,605 千円（現在価値約 304,503 千円）の市財政負担額の削減が達成されることが見込まれる。

また、行政事務量の増加（それに伴う職員の増員）の抑制、ニーズに柔軟に対応することによる住民サービスの向上、施工期間の短縮による早期な生活環境の改善及び公共用水域の保全、工事の増加に伴い関連企業の需要拡大などの地域経済の活性化など多くの効果が期待できる。

以上のことから、本事業を P F I 事業として実施することが適当であると認め、P F I 法第 7 条に基づく特定事業として選定して推進することとする。